

## 第1回

# 新市の事務所の位置検討小委員会開催

平成十四年十一月二十一日(金)午後二時三十分、

東予市総合福祉センター2階会議室

▲小委員会会議の状況

▽委員長・副委員長の選任について  
委員長に岡田初氏(丹原町)、  
副委員長に茎田元近氏(東予市)  
が選出されました。

## 報告事項

▽新市の事務所の位置検討小委員会の役割について  
小委員会は合併協議会から付託された次の事項について調査又は審議を行うことが報告され、確認されました。

①庁舎の建設の是非  
②新市の事務所の事務の方式  
③新市の事務所の位置



▽今後のスケジュールについて  
今後、小委員会で審議を重ね、平成十五年六月までに新市の事務所の位置等について、意見をまとめることが確認されました。

## 審議事項

①新市名の選定方法について  
新市名の選定に当たり、次の3つの方法のうちどの方法によるか審議されました。

(案1)西条市、東予市、丹原町及び小松町のうち、いずれかの市町の名称を採用する。

(案2)2市2町内の公募により新市名を募り、小委員会で検討・選定し、合併協議会で決定する。

(案3)全国公募により新市名を募り、小委員会で検討・選定し、合併協議会で決定する。

「新市名の選定方法について」と「今後の進め方について」は、慎重な審議を進めていくため、継続審議となりました。

## 第2回

# 新市名候補選定小委員会開催

平成十四年十一月二十九日(金)午後一時三十分、

東予市総合福祉センター2階会議室

▽新市名の選定方法について  
(案1)小委員会で新市に名称案をとりまとめ、住民の意見を聴きながら合併協議会で決定する。

▽今後の進め方について  
(案2)西条市、東予市、丹原町及び小松町とは別に、新しい名称をつける。

②今後の進め方について  
今後の進め方について、次の3つの方法のうちどの方法によ

▽新市の事務所の位置検討について  
地方自治法第四条第二項では、「事務所の位置を定め又は変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通的事情、他の官公署との関係について適当な配慮を払わなければなりません。

▽新市の事務所の位置検討に当つての留意事項について  
地方自治法第四条第二項では、「事務所の位置を定め又は変更するに当つては、住民の利

事務所の事務の方式別比較表

方式	内 容	メリット	デメリット
本 庁 方 式	合併市町の組織を一つの庁舎に集約し、本庁以外の従来の庁舎は窓口的な機能のみを持たせた支所、出張所とする。	・事務の効率化が図れる。 ・新市誕生の印象が強い。	・新庁舎を建設する場合は、莫大な費用がかかる。 ・庁舎所在地以外の住民に対しては多少なりとも不便であるという印象を持たれる。
分 庁 方 式	合併関係市町の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	・既存施設利用のため、増築の必要は少なく、建設費は改裝費程度で少なくて済む。	・各業務部門で窓口が分散するため、住民に混乱を招く恐れがある。
総 合 支 所 方 式	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併市町の庁舎における行政機能をそのまま残す。	・住民や職員にとって最も現状に近く、円滑に移行できる。	・職員が現在と同程度必要であり、合併による事務の効率化が期待できない。

## 事務局からのお知らせ

### 第4回合併協議会

平成15年1月31日(金)

午後1時30分～

小松町ハイウェイオアシス館3階

### 第5回新市建設計画策定小委員会

平成15年1月14日(火)

午後1時30分～

小松町役場別館2階

## 会議は傍聴できます

合併協議会・小委員会は傍聴することが出来ます。傍聴の定員は30名ですが、会場の都合により変更することもありますのでご了承ください。

各会場の入り口の傍聴人受付簿に氏名、住所、年齢を記入し、入場してください。